

令和4年(2022年)10月13日
午後3時～午後4時
於：高層棟4階 特別会議室
行政経営部企画財政室

令和4年度 第4回政策調整会議 電気料金等の急騰に係る指定管理者制度導入施設への対応について

電気料金等の急騰を受け、指定管理者制度導入施設における光熱費の負担状況等を踏まえ、必要に応じた指定管理料の増額について、考え方を整理するものです。

1 考え方

社会情勢の変化による燃料費の急な高騰に伴い、電気料金等の光熱費(以下「光熱費」という。)が上昇(※)しており、市の施設においても想定を上回る影響が見込まれます。

指定管理者制度導入施設については、基本協定書において、市と指定管理者のリスク分担を定めており、物価変動に伴う経費増に係るリスクについては「協議」としている施設と「指定管理者の負担」としている施設があります。

一般の状況を鑑み、今年度については、必要に応じて、リスク分担の見直しや指定管理者との協議、指定管理料の増額検討を行い、施設運営や市民サービスへの支障を回避することとします。

(※) 令和2年を基準時とする消費者物価指数のうち、電気代及び都市ガス代に係る品目別価格指数の過去5年間(平成29年度～令和3年度)における各月の指数の平均100.8で、これと比べると、本年4月～8月の5か月間における各月の指数の平均は、約20ポイント高くなっている。

なお、他の状況等については以下のとおりです。

(1) 直営施設の状況

光熱費について、必要に応じた不足見込額を令和4年11月定例会で補正予算計上予定。

(2) 他市の動向

ア 北摂他市(6市)

現時点では、指定管理料の増額対応を予定している市はない。

イ 全国中核市(62市)

府内中核市においては現時点で増額対応を予定している市は少ないものの、全国の中核市においては、他市照会の中で、30市(照会回答52市)が指定管理料の増額を決定もしくは検討を開始。(令和4年9月30日現在)

2 検討対象施設

指定管理者制度導入施設全82施設のうち、以下の26施設を除く56施設について、指定管理者が希望しない場合を除き、検討の対象とします。

なお、複合施設など、複数の施設の管理運営について、同一の指定管理者が一括管理している場合は、当該施設すべてをまとめて検討することとします。

[検討対象外となる施設]

- (1) 利用料金制導入施設（7施設）
- (2) 光熱費を指定管理料に含めておらず、市が負担している施設（18施設）
- (3) 光熱費を指定管理者が負担する施設のうち、年度末精算を行う施設（1施設）

3 対応案

(1) 協定の変更

基本協定書におけるリスク分担表において「物価変動に伴う経費増」が指定管理者の負担となっている場合は、必要に応じて「協議事項」に変更する。また、検討の結果、令和4年度の指定管理料に変更が生じる場合は、各種協定の金額の変更を行う。

なお、基本協定書における「物価変動」に伴うリスク分担についての現状は以下のとおり。

- ・市の負担（なし）
- ・協議事項（21施設：協定数11件）
- ・指定管理者の負担（35施設：協定数7件）

(2) 指定管理料の増額

ア 検討の進め方

原則として、以下（ア）（イ）の考え方にに基づき検討を行うこととする。

- (ア) ①実績額と②指定管理者積算額を比較し、指定管理者自らが想定していた金額を超えるレベルで負担が生じているかどうかを確認する。

①実績額 令和4年度光熱費の実績額（検討時点では、4月から直近までの実績をベースにした見込額とする。）

②指定管理者積算額 指定管理者が年度当初に作成している「令和4年度収支計画」に記載の光熱費の積算額

- ・①実績額が②指定管理者積算額を上回る場合は（イ）に基づき検討を進める。
- ・①実績額が②指定管理者積算額以下となる場合は検討対象としない。

(イ) ①実績額と③市積算額×104%を比較し、市から受け取る指定管理料に含まれている光熱費相当の金額（通常の変動幅を加味）を超えるレベルで負担が生じているかどうかを確認する。

①実績額 令和4年度光熱費の実績額

③市積算額×104% 市積算による令和4年度指定管理料における光熱費の積算額（④）に、光熱費の通常の変動幅として4%（※）を加えた金額。

※4% 消費者物価指数の品目別価格指数（電気代、都市ガス代）における過去5年間の最大の変動幅を参考に設定。この程度までの上昇は想定内と考えられる。

- ・ ①実績額が③市積算額×104%を上回る場合は『イ 指定管理料増額の目安（計算方法）』に基づき、指定管理料増額の目安について計算を行う。
- ・ ①実績額が③市積算額×104%以下となる場合は検討対象としない。

イ 指定管理料増額の目安（計算方法）

①実績額から④市積算額を差し引き、その差額からさらに、指定管理料全体で想定される物価変動幅として⑤指定管理料×1%を減じた額を指定管理料増額の目安とする。

①実績額 令和4年度光熱費の実績額

④市積算額 市積算による令和4年度指定管理料における光熱費の積算額

⑤指定管理料×1% 令和4年度指定管理料の1%（※）

※1% 消費者物価指数（総合）の過去5年間の最大の変動幅を参考に設定。この程度までの上昇分は指定管理者が負担すると考える。

指定管理料増額の目安額

$$= \text{①実績額} - \text{④市積算額} - \text{⑤指定管理料} \times 1\%$$

(3) 令和5年度以降の対応

所管部において、各指定管理者の光熱費に係る契約内容、使用量・料金負担の状況、収支報告内容等を把握の上で、負担見込を適切に積算し、施設運営や市民サービスへの支障を招くことのないよう、適宜取扱いを検討することとする。

行政経営部では、その検討状況や国の動向等を踏まえ、共通する課題が生じるなどの必要があれば、改めて対応を検討することとする。

4 今後のスケジュール

- 令和4年 11~12月 基本協定書の変更（リスク分担表部分）
各所管と指定管理者による協議
- 令和5年 2月 必要に応じて定例会に補正予算を提案
- 3月 指定管理料（増額分を含む）の把握
各種協定書の変更（指定管理委託料部分）、増額分支払